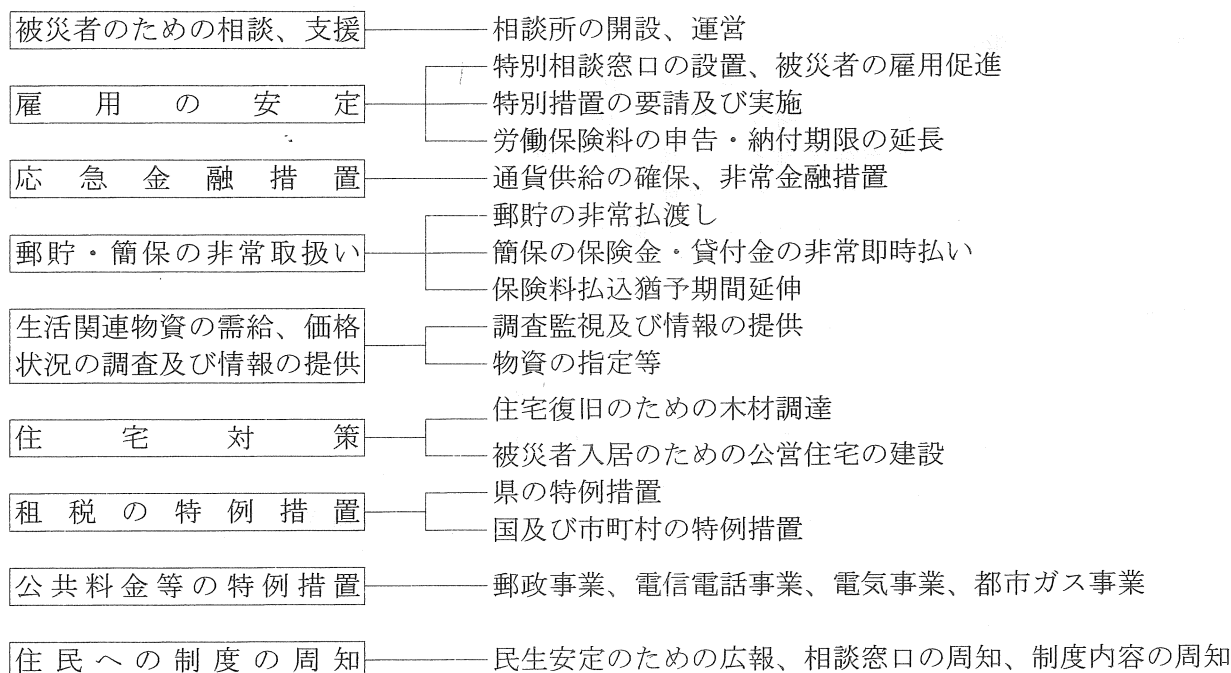


第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

国、新潟県、胎内市及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

(1) 相談窓口の開設

県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市町村役場などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

県及び市町村は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

県及び市町村は、被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる併せて、自営業、

農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市町村は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、県と市町村は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

国、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

市町村は、発災後迅速に、柔化の被害認定調査の実態体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。

県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努める。

5 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する新発田公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

ア 被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

新発田公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する新発田公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当てにかかる賃金負担の一部（大企業2／3、中小企業3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合。

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合。

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合。

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金、もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生地頭において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時において金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ 資金の貸付け

災害発生時において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付を行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行い、必要に必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ア) 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜支払いの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を要請する。

(7) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を紛失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うように配慮し、保険料の払い込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等便宜の措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(2)及び(3)の金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

新潟県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア 新潟県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 新潟県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8 住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

新潟県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、胎内市地域整備対策部及び新潟県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、胎内市地域整備対策部及び新潟県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等は、それらの制度の普及促進に努める。

10 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 新潟県の特例措置

新潟県は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延長期日（4月を限度とする。）を指定する。

(イ) その他の場合、納税義務者等の申請により、税目により4月又は1月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により家屋が滅失若しくは損壊し、その代替りの家屋を新築した場合又は家屋を取得した直後に滅失若しくは損壊し、納期限が未到来の場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

(ロ) 自動車税

納期限前に災害により自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の一定割合を減免する。

(ハ) 自動車取得税

a 自動車の取得日より1ヶ月以内に災害を受けた場合、既に支払った額を還付する。

b 災害を受けた自動車の代替りのものを災害を受けた日から6ヶ月以内に取得した場合、一定額を減免する。

(ニ) 軽油引取税

a 災害により徴収した軽油引取税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

b 災害により納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。

(ホ) 狩猟税

納期限前に災害により住宅又は家財について一定割合以上の損害を受けた場合、税額の一定割合を減免する。

(2) 国及び胎内市の特例措置

国及び胎内市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

エ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除

(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社及び共同募金会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

(2) 電信電話事業

ア 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要

ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸

イ 不使用月の基本料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）

エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除

カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局の認可が必要。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸。

イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

12 住民への制度の周知

胎内市総務対策部、新潟県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ等

(3) 防災行政無線、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等

(4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	胎内市	防災企画課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障がいを受けた者	胎内市	防災企画課
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯	(財)都道府県会館	防災企画課
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	胎内市	防災企画課
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費(災害臨時経費) イ 福祉費(住宅改修等経費)	低所得世帯等	胎内市社会福祉協議会 (民生委員)	福祉保健課 健康福祉(環境)部等
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	地域振興局健康福祉(環境)部	児童家庭課 地域振興局健康福祉(環境)部等
	(8) 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融公庫が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融公庫 受託金融機関	建築住宅課 地域振興局地域整備部
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	胎内市 金融機関	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課
	(11) 日本政策金融公庫資金 (農林水産事業部)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関	水産課 地域振興局農林(水産)振興部 津川地区振興事務所 農業振興部
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	胎内市 金融機関 県信用保証協会	商業振興課

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
災害 弔 慰 金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市町村 (市町村条例による)	死亡者の 配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※)	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市町村担当窓口
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合		支給の制限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	国1/2 県1/4 市町村1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害	②対象災害区分が5の場合 県1/2 市町村1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)		2 災害弔慰金支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合	
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害			3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

(2) 災害死亡者弔慰金(日本赤十字社新潟県支部)

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。(平成21年3月31日現在)

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ窓口
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない	日本赤十字社地区長及び分区長(市町村役場及び市町村社会福祉協議会内)

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災害 障害 見舞 金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市町村 (市町村条例による)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市町村担当窓口
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4		支給の制限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	(災害弔慰金の支給等に関する法律)		1 当該障がい者の障がいとその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)			2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

(平成24年4月1日)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問い合わせ 窓口
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 事業主体 都道府県（※） ※支援金の支給に関する事務は、 （財）都道府県会館へ委託している。	1 住宅が「全壊」した世帯	別表のとおり	（財）都道府県会館
	2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害		2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		
	3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害	2 経費負担 国1／2 県1／2 【被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）】	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯		
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）		
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）に係る自然災害				
	6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）				
	※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）				

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、
合計で200万円（又は100万円）

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。
(平成24年3月31日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市町村(条例) 3 経費負担国2/3 県1/3 4 対象となる災害新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間10年(据置期間を含む) 3 償還方法年賦又は半年賦 4 貸付利率年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息年10.75%	市町村担当窓口

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（平成21年10月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（災害援護資金）	・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生省社第398号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 新潟県社会福祉協議会 (2) 窓口 胎内市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 年3% 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据え置き期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障がい者世帯（障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付（但し、災害援護資金によっても不足している部分を貸付ける）	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 新潟県社会福祉協議会 (2) 窓口 胎内市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(7) 母子寡婦福祉資金貸付

(平成25年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.5%(連帯保証人の有無による)

*その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる) (2) 添付書類 胎内市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 胎内市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

胎内市及び新潟県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（平成25年11月1日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融公庫が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	建設資金	償還期間
(1) 建設	1,460万円	耐火・準耐火・木造 (耐久性) 35年以内
罹災住宅の被害額 「半壊」以上		木造(一般) 25年以内
住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$	土地取得資金	据置期間
但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$	970万円	3年間(その分償還期間延長)
	整地資金 390万円	利率 1.28%
(2) 新築住宅購入	購入資金	償還期間
罹災住宅の被害額 5割以上	(土地取得資金含む)	耐火・準耐火・木造 (耐久性) 35年以内
住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$	2,430万円	木造(一般) 25年以内
但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合は 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq a$		据置期間
		3年間(その分償還期間延長)
		利率 1.28%
(3) 中古住宅購入	購入資金	償還期間
人が居住していた住宅又は建築後2年を超えた住宅	土地取得資金含む)	25年以内支援機構が定める基準等に適合したもの
罹災住宅の被害額 「半壊」以上	2,130万円	35年以内
住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$	(支援機構が定める基準等に適合したもの)	据置期間
但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合は 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq a$	2,430万円	3年間(その分償還期間延長)
		利率 1.28%
(4) 補修	補修資金	償還期間
罹災住宅の被害額 10万円以上	640万円	20年以内
	移転資金 390万円	据置期間
	整地資金 390万円	1年間
	(移転及び整地の両方を利用の場合は、合計で390万円が限度)	利率 1.28%

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

〔利子補給〕

事業主体 胎内市
利子補給期間 5年間
補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、胎内市が交付する利子補給金。
(補給率が1%をこえる場合は1%が限度)

補助率 1/2

〔貸付金〕

貸付対象

住宅金融公庫又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者

貸付限度額

建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位)
補修 400万円(50万円以上10万円単位)

貸付利率

〔当初10年〕住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%

〔11年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。
(平成24年8月20日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な 運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てん に充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等 著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合2,500万円 連合会5,000万円 激甚災害の場合は組合5,000万円 連合会7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。（平成25年10月21日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.50～1.00%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.50～1.00%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	農業を営む者			
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.50～0.85%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.50～1.00%	20年以内	3年以内（林業経営改善計画にもとづくもの7年以内）
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定設〉 林業施設の復旧	林業を営む者			
				0.50～0.85%	15年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁協・同連合会	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	0.50～1.00%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉水産施設の復旧	漁業を営む者			
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.50～0.55%	10年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(平成25年11月15日現在)

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
県商業振興課	セーフティネット資金（経営支援枠）	1 資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。） 2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、新潟県信用保証協会の保証対象業種である中小企業者であること。 3 融資限度 3,000万円（別枠） 4 融資利率年 融資期間5年以内 年1.6% 5 融資期間 5年超越7年以内 年1.8年 6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7 保 証 人 } 8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関） 第四銀行、北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、JAバンク新潟県信連、北越後農協、にいがた南蒲農協、越後中央農協、越後ながおか農協、越後さんとう農協、柏崎農協、魚沼みなみ農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協
胎内市	地方産業育成資金	1 資金使途 運転資金・設備資金 2 対象企業 中小企業者（胎内市長の定めるところによる） 3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は1,000万円を超えることも可） 4 融資利率 保証付き年1.95%、その他年2.45% 5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により胎内市長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7 保 証 人 } 8 信用保証 胎内市長の定めるところによる。	胎内市商工観光担当課

「融資・貸付その他資金等による支援計画」

日本政策金融公庫 「国民生活事業」	災害貸付	1 資金用途 設備資金、運転資金 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5 融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内） 6 担保 7 保証人 8 信用保証 公庫の定めるところによる	国民生活金融公庫 新潟、三条、長岡、高田各支店
----------------------	------	--	----------------------------

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
中小企業金融公庫	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 4 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5 融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内） 6 担 保 } 7 保 証 人 } 公庫の定めるところによる 8 信用保証	中小企業金融公庫 新潟支店及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1 資金使途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3 融資限度 金庫所定の限度内 4 融資利率 金庫所定の金利 5 融資期間 運転資金10年以内（うち据置期間3年以内） 設備資金20年以内（うち据置期間3年以内） 6 担 保 } 7 保 証 人 } 金庫の定めるところによる 8 信用保証	商工組合中央金庫 新潟支店及び長岡支店
新潟県労働金庫	災害ローン 新潟県中小企業従業者	1 対 象 者 中小企業従業者（同一事業所に1年以上勤務している者）で、災害復旧のための生活資金を必要とする者。 2 融資限度 30万円 3 融資利率 年1.80% 4 融資期間 5年以内 5 担 保 不要 6 保 証 人 保証機関の保証（保証料は金庫負担）	新潟県労働金庫の本・支店及び出張所

(イ) 保証制度

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者（胎内市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
新潟県信用保証協会	ット保証 (4号要件) セーフティネ	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	

4 制度の住民への広報

胎内市総務対策部及び新潟県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、新潟県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

新潟県及び胎内市の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

胎内市総務対策部及び新潟県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 新潟県災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(イ) 新聞紙面による周知

(ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

イ 胎内市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布

(新潟県等の支援制度及び胎内市個別制度の周知)

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

公共施設等の風水害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行う。

2 計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、被害報告、集計
復旧の基本方向の決定	災害復旧の基本方向の決定
災害査定 の 促進	災害復旧計画書作成、災害査定 の 促進
激甚災害指定 の 促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る 助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
住民及び関係団体等 に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し胎内市又は所管部局（又は地域機関）にその状況を速やかに報告するものとする。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管部局は集計結果を速やかに国（関係省庁）及び新潟県災害対策本部（危機対策課）に集計結果を報告する。

(3) 被害状況総合集計

新潟県災害対策本部（危機対策課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

(4) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	土木部河川管理課 防災・海岸係 (地域振興局地域整備部、地区振興事務所)
	海岸	国土交通省	土木部河川管理課 防災係 交通政策局港湾整備課建設防災係 (地域振興局地域整備部、港湾事務所)
		農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係 (地域振興局地域整備部、港湾事務所)
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課 砂防係 (地域振興局地域整備部、地区振興事務所)
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部、地区振興事務所)
	地すべり防止施設	国土交通省	土木部砂防課 地すべり係 (地域振興局地域整備部、地区振興事務所)
		農林水産省	農林水産部治山課 技術管理・災害班 (地域振興局農林(水産)振興部、地区振興事務所)
		農林水産省	農地部農地建設課 防災係 (地域振興局農林(水産)振興部、地域振興局農村整備部)
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課 地すべり係 (地域振興局地域整備部、地区振興事務所)
	道路	国土交通省	土木部道路管理課 維持管理係 (地域振興局地域整備部、地区振興事務所)
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助)	漁港	農林水産省	農林水産部漁港課 計画建設係 (地域振興局地域整備部、港湾事務所)
	下水道	国土交通省	土木部都市局下水道課 (流域下水道事務所)
	公園	国土交通省	土木部都市局都市政策課 (地域振興局地域整備部、地区振興事務所)
	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課 防災係 (地域振興局農林(水産)振興部、新発田地域振興局農村整備部)

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
の暫定措置に関する法律)	林業用施設 漁業用施設 共同利用施設 (農業用共同利用施設) (林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農林水産部林政課 林道係 (地域振興局農林(水産)振興部、津川地区振興事務所) 農林水産部水産課 資源対策係 農林水産部農業総務課 団体指導第1係 (地域振興局農林(水産)振興部・農業振興部) 農林水産部林政課 計画調整係 (地域振興局農林(水産)振興部・津川地区振興事務所) 農林水産部水産課 資源対策係
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	教育庁財務課 財務管理係 助成係 (教育事務所) 教育庁生涯学習推進課 青少年家庭教育係 成人教育係 総務部大学・私学振興課支援班 (私学担当) 教育庁文化行政課 文化係
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法) (児童福祉法) (老人福祉法) (身体障害者福祉法) (知的障害者福祉法) (売春防止法) (総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (災害廃棄物処理事業補助金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (厚生労働省所管水道	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 医療施設等 水道施設	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	福祉保健部 福祉保健課 保護係 (健康福祉(環境)事務所) 高齢福祉保健課 施設福祉係 (健康福祉(環境)事務所) 障害福祉課 育成・更生係 (健康福祉(環境)事務所) 児童家庭課 少子化対策・保育係 児童家庭課 家庭福祉係 (地域振興局健康福祉(環境)部、健康福祉(環境)事務所) 県民生活・環境部 廃棄物対策課 一般廃棄物係 (健康福祉(環境)事務所) 福祉保健部 医薬国保課 地域医療係 (健康福祉(環境)事務所) 福祉保健部

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
施設災害復旧費調査要領)			生活衛生課 水道係 (健康福祉(環境)事務所)
(感染症法)	感染症指定医療機関	厚生労働省	福祉保健部 健康対策課 感染症対策係 (健康福祉(環境)事務所)
(精神保健福祉法)	精神障がい者 社会復帰施設等	厚生労働省	福祉保健部 健康対策課 精神保健福祉係
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国 庫補助に関する基本 方針)	都市排水施設 街路施設 公園施設等	国土交通省	土木部都市局 都市整備課 市街地整備係 (地域振興局地域整備部、地区振 興事務所、維持管理事務所)
(6) 公営住宅等災害復旧 事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局 建築住宅課 住宅整備係 (村上・新発田・津川地区振興事 務所)
(7) その他の災害復旧事 業 ① 工業用水道 (予算措置) ② 中小企業 (激甚法)	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省 経済産業省	企業局施設課 土木施設係 (事業所) 産業労働部産業政策課商工団体係
(8) 災害復旧に係る財政 支援措置 ① 特別交付税に係る 業務 ② 普通交付税に係る 業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	総合政策部 市町村課 財政第1係 市町村課 財政第2係 市町村課 理財係

4 復旧の基本方向の決定

新潟県は被災の状況、及び地域の特性、並びに被災施設管理者、及び胎内市の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

5 災害査定の促進

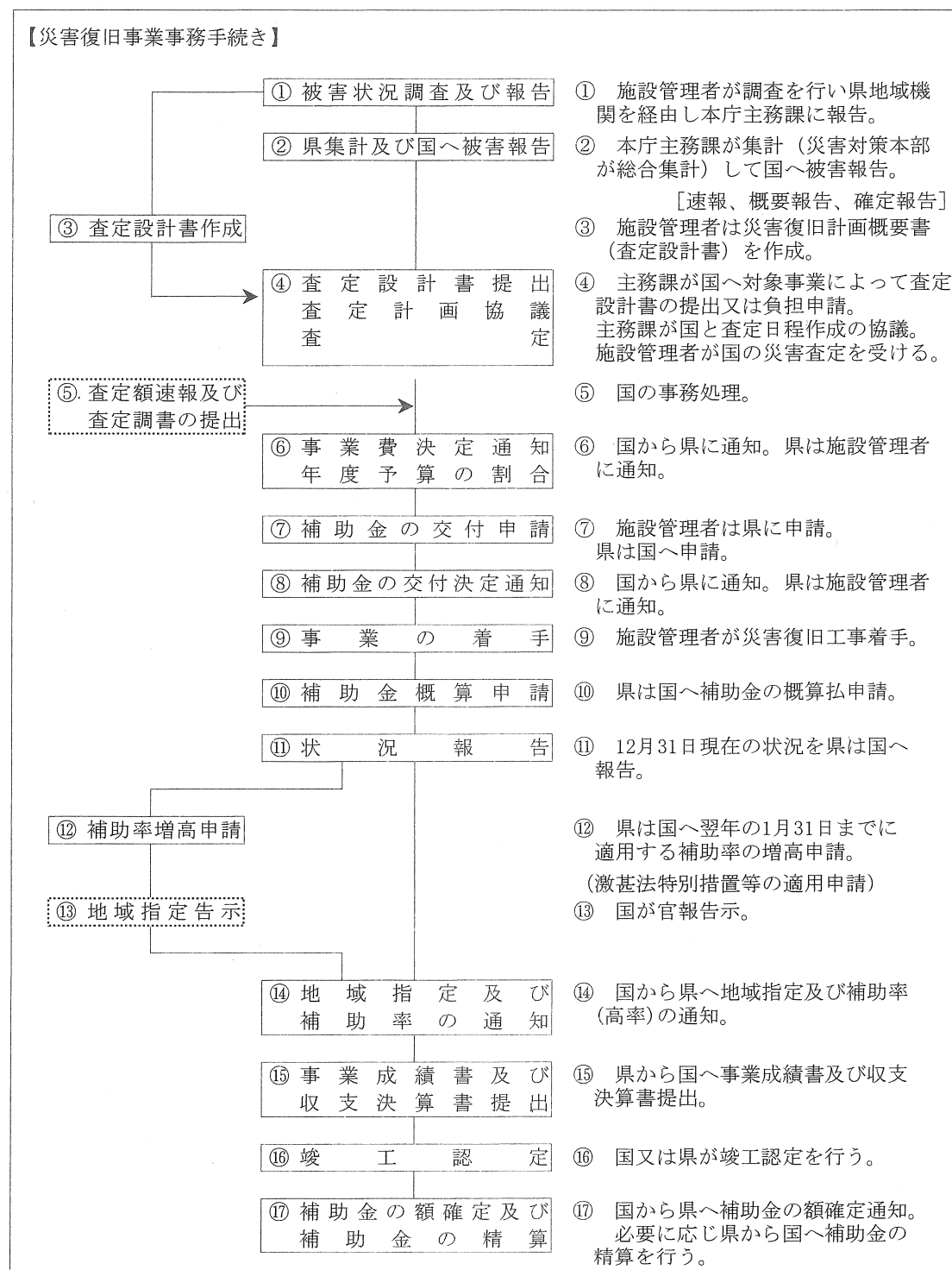
(1) 災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 事務手続き

災害復旧事業の事務手続きは、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。



（注：電気・ガス・上水道・通信等の各関係施設については「第3編災害応急対策計画」による）

6 激甚災害指定の促進

胎内市に著しく激甚である災害が発生した場合、新潟県は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、この節においては「法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

ア 知事は、胎内市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。

イ 胎内市は、新潟県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

ウ 関係部局は、法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

エ 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5％ B基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25％ 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×5％
法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5％ B基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の 農業所得推定額×4％ 又は (2) 都道府県内査定見込額＞10億円
法第6条 農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補 助の特例	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害 見込み額が50,000千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5％ で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害

適用すべき措置	指 定 基 準
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×3%
法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万㎡以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 A基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） B基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 （1）都道府県林業被害見込額＞当該都道府県生産林業所得推定額×60% （2）都道府県内林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	次のいずれかに該当する災害 A基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%
法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 ＞ 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は ＞ 1,400億円
法第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助	
法第19条 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	

適用すべき措置	指 定 基 準
法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 A基準 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 4,000$ 戸 B基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq 10\%$ 2 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq 20\%$
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のおとど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

オ 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章(第3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$ (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く) ①当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額 $>$ 農業被害額 かつ、漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額の 10% (ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く)。
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額 $>$ 当該市町村の生産林業所得推定額 $\times 150\%$ (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人工

適用すべき措置	指 定 基 準
	林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が10,000千円未満は除外) に該当する市町村が1以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用

7 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、新潟県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、新潟県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

地方財政措置制度の概要

(2)-1 普通交付税

ア 繰上交付【交付時期の特例(交付税法第16条第2項)(普通交付税に関する省令第54条)】

公共施設被害×0.8 被災市町村の基準財政需要額		繰上交付 (次期交付額の合算額の)
市町村	10～50%	30%
	50～70%	50%
	70% 超	70%
県	20～50%	10%
	50～70%	15%
	70% 超	25%

【注】(ア) 上記基準に該当しない場合でも、災害救助法適用の場合は、最低の交付率を適用

(イ) 公共施設被害額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該被害による公共施設災害額の合算額

(ロ) 被災市町村の基準財政需要額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該年度の基準財政需要額の合算額(未決定の間は前年度額に全国平均伸び率(交付団体分)を乗じた額)

(ハ) 通常の交付時期(①4月②6月③9月④11月)

災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

(ア) 補助災害復旧事業債----- 元利償還金の95.0%

(イ) 単独災害復旧事業債----- // 47.5～85.5%

(ウ) かんまん災害復旧事業債----- 〃 57.0%

(2)-2 特別交付税

ア 災害に係る配分項目【特別交付税に関する省令】

区 分	算定基礎・数値	算入率
① 現年災 (災害復旧)	国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び 国の行う災害復旧事業費の合算額	1.5%
② 現年災 (応急対応)	被災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被 害面積、死者・行方不明者数、障がい者数	措置単価
③ 現年災 (その他)	現年災（災害復旧）×0.5＋現年災（応急対応）×0.2	—
④ 大火災	焼失住宅の世帯数	措置単価
⑤ 公共施設災害	市町村有の施設の火災の焼失面積（小・中・高等学校、大 学、庁舎、その他）	措置単価
⑥ 渇水対策	渇水対策に係る一般財源所要額	措置率
⑦ 災害応援	被災した地方団体の要請等により行った災害応援経費	措置率
⑧ 干害・冷害・ひょう 害等	農作物被害額	措置単価
⑨ 営農資金利子補給	天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、 損失補償に要する市町村負担額	80%
⑩ 災害特例債	災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債（歳入欠か ん債等）の元利償還金	57%
⑪ 連年災	連年災害を受けた団体	措置率
⑫ 公営企業災害復旧	次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てん のため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、下水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道（アを除く）、 軌道、自動車運送事業	50%

(2)-3 地方債制度

ア 激甚災害以外

区 分	対 象 事 業	充当率等	備考
1) 補助災害復旧事 業債及び直轄災 害復旧事業	① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3条に基づく災害復旧事業 ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の 暫定措置に関する法律第3条に基づく災害復 旧事業 ③ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条 に基づく災害復旧事業 ④ 公営住宅法第8条第3項に基づく災害復旧 事業 ⑤ 国庫補助の対象となる都市施設に係る災害 復旧事業 ⑥ その他 ※ 補助事業の災害関連事業に対する起債は、 一般公共事業債で措置（充当率90%）	(1) 公共土木等 地方負担額の 現年分 100% 過年分 90% (2) 農地・農林業 施設 地方負担額の 現年分 80% 過年分 70%	普通交付税 元利償還 金の95%
2) 単独災害復旧事	公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業の	(1) 単独災害復旧	普通交付税

区 分	対 象 事 業	充当率等	備考
業債	うち補助災害復旧事業債及び一般公共事業債の対象とならない次に掲げる事業 ① 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 ② 災害復旧について国庫補助制度はあるが、補助災害復旧事業債の対象としない施設（保育所、養護老人ホーム等社会福祉施設、公民館・図書館等社会教育施設） ③ 災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業（庁舎・各種試験場等公用施設） ④ 災害応急復旧工事 ⑤ 災害関連工事 ⑥ 維持上又は公益上、特に必要と認められる河川、港湾、漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事 ⑦ 維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の海岸、川岸の決壊に係る災害復旧工事 ⑧ 災害復旧事業に伴って施設の移転建て替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事 ※ 対象外 ・農地 ・維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備 ・小災害債の対象となるもの ※ 災害応急復旧工事は特別の事情がある場合に限り採択されるものであること。	事業 ①公共土木施設等 対象事業費の100% ②農林水産業施設 対象事業費の65% (2)災害関連事業 対象事業費の2/3	元利償還金の47.5～85.5%
3) 公営企業等災害復旧事業債	地方債計画上の公営企業債に係る災害復旧事業 ※ 災害復旧について補助制度があるものは、補助査定で災害が認定されたものに限る。 ・上水道、下水道 ・簡易水道（飲料水供給施設を含む） ・と畜場整備事業 ・有料道路事業（道路整備特別措置法に基づく道路に限る）	対象事業費の100% (国庫補助事業であっても単価は実施単価)	特別交付税元利償還金補填のための一般会計繰出金の50.0% (上水道、下水道、簡易水道、病院、ガス、軌道事業、自動車運送事業)
4) 火災復旧事業債	被災原因が火災である公共施設及び公用施設の災害復旧事業 施設の原型復旧に要する経費（応急復旧費及び備品購入費を含む）	基準事業費の100%	

イ 激甚災害【災害による特例債】

区 分	対 象 団 体	起 債 対 象	充 当 率	留 意 事 項 ・ 交 付 税 措 置
1) 歳入欠かん債	A または B のいずれかの団体 A 【災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が標準税収入額を超える団体 B 【災害対策基本法第 102 条第 1 項第 2 号】 激甚災害の指定を受け災害救助法第 23 条第 1 項又は第 2 項に規定する救助が行われた市町村で、救助費用として県が支弁した額が当該市町村の標準税収入額の 1%相当額を超える団体	議会議決、条例、規則により減免された次のもの（災害のための減免で生じた財政収入の不足分） ① 地方税法第 5 条第 2 項、第 3 項の規定による普通税 ② 使用料（公営企業に係るものを除く） ③ 分担金、負担金	査 定 減 収額の 100%	(1) 起債の 1 件限度 県・指定都市 10,000 千円 人口 30 万人以上の市 5,000 千円 人口 10 万人以上の市 3,000 千円 人口 5 万人以上の市 1,500 千円 その他の市町村 800 千円 (災害対策債と合算で適用)
2) 災害対策債		国庫補助負担金の交付を受けて行う次の対策に要する経費（災害救助予防対策費等に係る地方単独額を措置。従って単独事業、継ぎ足し単独事業は対象外） ①水防対策 ②災害救助対策 ③伝染病予防対策 ④病虫害駆除対策 ⑤農作物種子対策 ⑥たん水排除対策 ⑦その他これらに類する対策	地 方 負 担額の 100%	(2) 償還方法 4 (1) 年・半年賦償還等 (3) 交付税措置 特別交付税 元利償還金の 57%

3) 小災害債	① 公共土木等小災害債	a 公共土木等施設災害債	【激甚災害に対処するための特例法第24条第1項】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入額を超える団体で、公共土木施設小災害債と次の公立学校施設小災害債の合計額が1件限度を超える市町村	激甚地としての特定地方公共団体であって公共土木施設小災害債が1件限度を超える市町村	国庫負担法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が300千円未満（県は800千円以上1200千円未満）	査定事業費の100%	(1) 起債団体は激甚特別法による総務大臣告示団体 ・公共土木等 施行令 43 ② ・農地等 施行令 45 ② ・被害甚大地 施行令 46 ② (2) 起債の1件限度 人口30万人以上の市 4,000千円 人口10万人以上の市 2,500千円 人口5万人以上の市 1,500千円 その他の市町村 800千円 県 8,000千円 (3) 償還方法 ・公共土木等 10(2)年 年賦償還 ・農地等 4(1)年 年賦償還 (4) 交付税措置 普通交付税 元利償還金の ・公共土木等 66.5～95.0% ・農地等 100%
		b 公立学校施設小災害債		激甚地としての特定地方公共団体であって公立学校施設小災害債が1件限度を超える市町村	1 学校毎の工事費が100千円を超えるもの		
	② 農地等小災害債		【激甚災害に対処するための特別法第24条第2項】 農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が8,000千円を超える市町村であって、農地・農業用施設、林道小災害債の合計額が1件限度を超える市町村	暫定法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が130千円以上400千円未満のもの	対象事業費の ・農地 一般被災地 50% 被害激甚地 74% ・農業用施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80% ・林道 一般被災地 65% 被害激甚地 80%		

8 住民及び関係団体等に対する情報提供

胎内市総務対策部及び新潟県は住民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部（統括調整部）から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

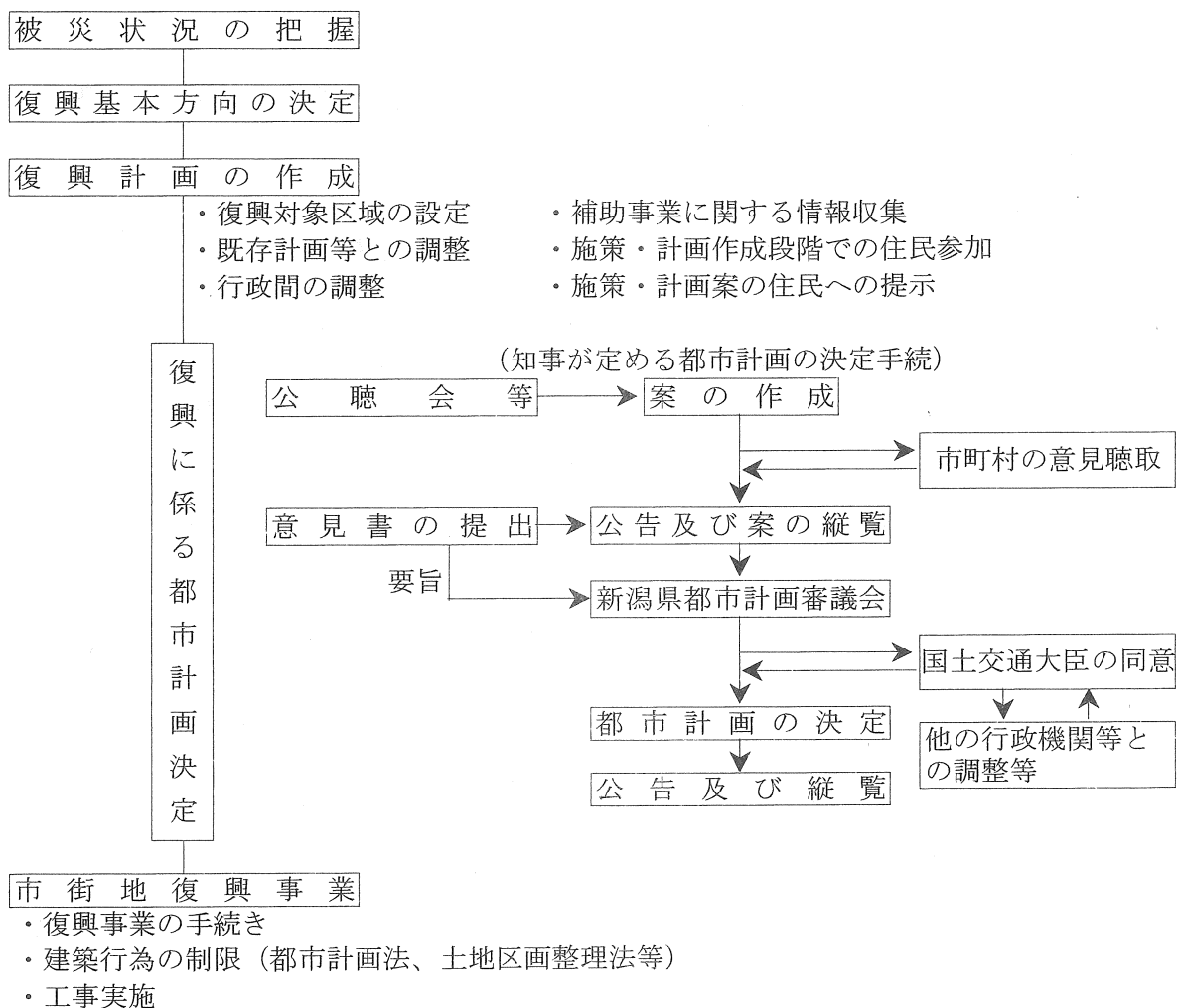
第4節 災害復興対策

1 計画の方針

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、胎内市及び新潟県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに新潟県、胎内市及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

2 復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、胎内市及び新潟県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施をきすため、胎内市及び新潟県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行にあたり、胎内市及び新潟県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

(2) 復興基本方向の決定

胎内市及び新潟県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、県及び市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、胎内市及び新潟県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び市町村間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

復興計画作成にあたり、胎内市及び新潟県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

(1) 住民の合意形成

ア 胎内市及び新潟県は、復興施策や復興計画の早期実施のためには、施策・計画に対する住民の合意形成を図ることが必要となる。円滑な合意形成のために、住民参加による施策・計画の策定を行う。

イ 胎内市及び新潟県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行い、迅速な合意形成

に努める。

ウ 復興計画における住民の迅速な合意形成を図るために、胎内市は、災害の起きない普段から、地域住民とまちづくりについて話し合い、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努める。

エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、胎内市及び新潟県は、民主的な計画決定のプロセスを確保するとともに事業着手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

ア 防災まちづくりにおいて胎内市は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用する。

イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、新潟県は、国、胎内市等の関係機関との相互協力により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、胎内市は災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図る。

ウ 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

胎内市及び新潟県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(4) 防災性向上のための公共施設等の整備

胎内市及び新潟県及び公共施設管理者等は、防災まちづくりにあたり、必要に応じて、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

ア 災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図る。

イ 電線共同溝などの整備による耐水性のあるライフラインとする。

ウ 建築物や公共施設の耐震・不燃化

胎内市地域防災計画

平成 2 1 年 3 月 作成

平成 2 5 年 3 月 改訂

平成 2 9 年 3 月 改訂

令和 3 年 7 月 改訂

【編集・発行】

胎内市 総務課

〒959-2693 胎内市新和町 2 番 10 号

TEL 0254-43-6111

FAX 0254-43-5502

E-mail protection@city.tainai.lg.jp
